

## 「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集」の結果

I 意見募集期間 令和8年1月24日（土）から同年2月24日（火）まで

II 提出された意見の件数 48件（放送事業者等：40件、個人：4件、匿名：4件）

### III 意見提出者

#### ○ 放送事業者等【40件】（意見提出順）

中京テレビ放送株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟、北日本放送株式会社、株式会社高知放送、読売テレビ放送株式会社、福井放送株式会社、株式会社テレビ朝日ホールディングス、青森放送株式会社、株式会社山梨放送、日本BS放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、株式会社宮城テレビ放送、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ岩手、朝日放送テレビ株式会社、株式会社テレビ東京ホールディングス、山形放送株式会社、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、株式会社長崎国際テレビ、株式会社CBCラジオ、株式会社福岡放送、株式会社静岡第一テレビ、札幌テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社テレビ新潟放送網、四国放送株式会社、株式会社テレビ金沢、山口放送株式会社、株式会社鹿児島読賣テレビ、株式会社テレビ大分、株式会社テレビ信州、株式会社TBSラジオ、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社テレビ宮崎、南海放送株式会社、西日本放送株式会社、株式会社毎日放送、株式会社BS-TBS

#### ○ 個人【4件】

#### ○ 匿名【4件】

### IV 提出された意見と総務省の考え方

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、次に掲げる表のとおりです。

No	意見【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1 全体について			
1	<p>○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、本年1月21日公表の取りまとめで、行政の役割について「放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適当」としました（p7）。 総務省は検討会のこの精神を尊重し、先ずは事業者・業界による自主自律にもとづく取組を見守るべきと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会が、今年1月21日に公表した行政の役割について「放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適当」とまとめています。 この検討会の精神を尊重し、総務省は事業者・業界による自主自律にもとづく取組をまずは見守るべきではないかと考えます。 【株式会社テレビ岩手】</p> <p>○ 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」は、個社の自主自律を基本とする枠組みを維持しつつ、人権尊重・コンプライアンスを中心に「健全なガバナンス」を確保するための取組が重要であるという認識を示し、弊社も同様の認識です。民放連が1月22日付で制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って適用状況の自主的点検をすることによって、また、当社の属する日本テレビ系列で、立ち上げられた「NNSガバナンス対応事務局」のサポートも受けることによって、個社として真摯にガバナンス確保に取り組む所存です。この自主自律の精神を見守っていただきたいと思えます。 【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>○ 放送業界のガバナンスに関しては、本年1月21日に「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」の取りまとめの中で、行政の役割について「放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適当」としています（P7）。この考えを重視し、総務省におかれましては、この精神を尊重し、事業者および業界による自主自律に基づく取組を見守るべきであると考えます。 【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ案の意見募集における検討会の考え方において、「行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当」と示されております。 これを踏まえれば、放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ（以下「ガバナンス検討会取りまとめ」という。）の趣旨は、総務省が事業者・業界の取組を見守るだけでなく、速やかな制度改正等の措置を講じることが求めているものであると理解しております。</p>	無

- 放送事業者のガバナンス確保は、事業者および業界団体による自主自律の取り組みを最優先すべきであると考えます。総務省においては放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会（本年1月21日公表）の内容を重んじ、まずは事業者・業界団体による主体的な決断を注視すべきと考えます。

【山口放送株式会社】

- 行政と放送事業者が、「平時」から放送業界の在るべき姿について対話することを通じて、行政による経営への過干渉を連想させるような報告義務や免許要件を設定せずとも、放送事業者が自主自律的に必要な報告、諸問題の予防・解決などに対応していく流れを作ることが肝要と考えます。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 民放連や業界全体を通してガバナンス向上を最優先経営課題として取り組んでいる途上であり、総務省におかれましてはこうした当事者の主体的な改革や取り組みを見守って戴きたいと考えています。

【南海放送株式会社】

- 2026年1月21日に公表した取りまとめにおいて、放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、「放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、行政としても、自主自律との適切なバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」としています。(7頁)。総務省はこの精神を尊重し、放送事業者・業界による自主自律の取組を見守るべきと考えます。

【西日本放送株式会社】

- 先にあった「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会のとりまとめ(案)」(以下、「とりまとめ(案)」という)のなかでも再三述べられていたとおり、ガバナンス確保への取組は、放送事業者の自主自律のなかで推進されるべきものであることを今一度、申し上げたいと思います。

「とりまとめ(案)」への意見募集では、個々の放送事業者が、すでに様々なガバナンス確保への取組を実施していることを明らかにしており、行政にあっては、これらの自主的な動きを見守られ、放送事業者に対して個別に介入することがないよう、慎重にご検討いただくことを改めて要望いたします。

【中京テレビ放送株式会社】

- 時代に則した適切なガバナンス確保は、放送事業者として最も重要で、国民に対する責務であることを強く認識している。当社では自らのガバナンス確保は、自ら

	<p>の責任と判断で行われるべきだと考え、様々な取り組みを進めている。自主自律の取り組みが進む中、行政の関与は原則的に必要なく、もしくは極めて抑制的であるべきだ。自らが報道機関として公益的な立場であることを、これまで以上に強く認識し、業界全体としての信頼確保に向け、放送法に定められた自主自律の大原則に則って、当社としても努力を続けて行く。</p> <p style="text-align: center;">【読売テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」のとりまとめでは、行政の役割について「放送事業者・業界団体の取り組みを基本としつつ、自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適当」としました。</p> <p>これらのとりまとめを受けて民放連では「民間放送ガバナンス指針の制定」「ガバナンス検証審議会の設置」等の制定案を示しています。</p> <p>総務省はこれらの実績を尊重し、まずは事業者・業界による自主自律にもとづく取り組みを支え、行政のかかわりを必要最小限にとどめると共に、具体的なガバナンス体制に介入することにならぬよう慎重に法改正の検討をするべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社山梨放送】</p> <p>○ 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」は本年1月21日に公表した取りまとめで、行政の役割について放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適当である。」としました。(P7)</p> <p>総務省はこうした検討会の考え方を尊重し、まずは放送事業者・放送業界の自主自律に基づく取組を見守るべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【青森放送株式会社】</p>		
2	<p>○ 重大事案への対応は、放送事業者が責任を持って行うものであり、かつ民放連とも緊密に連携を取りつつ、行政のかかわりは最小限にとどめるべきと考えます。報告義務や免許条件の付与については、対象が不必要に拡大されることなく、行政による恣意的な運用がなされないよう慎重かつ厳密な制度設計が不可欠です。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであり、まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきものと考えております。</p> <p>他方で、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、総務省としても、民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、</p>	無

		<p>放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。</p> <p>○ 本改正案の電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。 このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととします。</p> <p>○ 免許の条件付与に関する御意見は、本意見募集の対象外ですが、その条件は、必要最少限度のものに限るものであり、不当な義務を課すこととならないようにしなければならぬと承知しております。</p>	
3	<p>○ 現在、民間放送事業者は、従来の自主自律の基本に則ったガバナンス確保の在り方に加え、業界団体である日本民間放送連盟が制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿い、民放連とも連携しながら、新たな時代の自主自律的なガバナンス体制を築いています。今般の行政としての関与を新たに規定する制度改正案は、こうした自主自律的な取組を踏まえたものと理解しますが、その制度設計に当たっては、行政の役割や関与の範囲を可能な限り具体的に明示し、番組内容への介入やその他恣意的な運用につながらぬよう限定すべきと考えます。 なお、実際の運用に当たっては、事業者側に過度な手続き上の負担が発生し、ガバナンス確保の取組に支障をきたすことがないよう要望します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>○ ガバナンスの確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであり、まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきものと考えております。 他方で、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、総務省としても、民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。</p> <p>○ 制度の運用に当たっては、放送事業者に過度の負担が生じないよう、十分に配慮してまいります。</p>	無

<p>4</p>	<p>○ (意見の概要) 公共財である電波を預かる放送事業者のガバナンスについて、「自己評価」の限界を指摘し、持続可能な信頼構築のために第三者視点の導入と客観的な報告基準の策定を求める意見</p> <p>【該当箇所】 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(事案発生後の対応) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案(平時の取組・自己評価の公表) 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案(審査基準の追加)</p> <p>【意見内容】</p> <p>1. はじめに：公共財を預かる重責と、信頼の基盤について 今般の制度改正案において、放送事業者のガバナンス確保に向けた新たな基準が示されたことは、放送が社会に果たす役割の大きさに鑑みれば、極めて重要な一歩であると受け止めています。放送事業は、国民共有の限られた資源である「電波」を独占的に使用することを許された、極めて公共性の高い事業です。それゆえ他の一般企業以上に高度な透明性と、規律ある経営体制が求められます。しかしながら、昨今の業界を取り巻く状況を鑑みるに、今回の改正案にある「自律的な取組」のみでは、失われつつある信頼を回復し、将来にわたってその責務を全うするには不十分ではないかと深く憂慮しております。放送事業が今後も民主主義の基盤であり続けるために、より実効性と客観性を伴った制度設計を要望いたします。</p> <p>2. 「自己評価」の限界と外部視点の不可欠性(平時のガバナンス) 基幹放送普及計画の変更案および審査基準の改正案では、ガバナンス体制について「自己評価」を行い、その結果を公表することを求めています。自ら体制を見直す姿勢は尊いものですが、組織内部の論理だけで行われる評価には、どうしても客観性の欠如や甘えが生じる構造的な限界があります。特に、同族経営や特定の資本関係が強い放送事業者においては、内部からの自浄作用が機能しづらいことは過去の事例が物語っています。真に実効性のあるガバナンスを確立するためには、以下の要件を必須とするべきです。 独立した第三者視点の導入：利害関係を持たない独立社外取締役の設置や、外部機関による定期的なガバナンス評価を免許の要件として組み込むべきです。外部の目は経営の健全性を保つための「重荷」ではなく、組織を守るための命綱となります。 評価プロセスの透明化：単に結果を公表するだけでなく、どのようなプロセスで評価が行われたのか、その過程における外部有識者の関与の有無を含めて開示させることで自己評価の形骸化を防ぐ必要があります。</p> <p>3. 「予見可能性」を高めるための客観的基準の導入</p>	<p>○ 1及び4の御意見については、本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 2に関する御意見については、ガバナンス検討会取りまとめにおいて、「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、(略)一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべきである」とされており、また、「自己評価が「お手盛り」にならないよう客観性を担保することが必要である。このため、各放送事業者の自己評価や業界団体の確認においては、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みを設けるべきである」とされていることを踏まえ、まずは、各放送事業者及び業界団体が適切な対応を行うことを期待しております。</p> <p>○ 3に関する御意見については、本改正案の電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告の適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。 このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととします。</p>	<p>無</p>
----------	---	--	----------

	<p>電波法施行規則の改正案において、経理的基礎に支障を来すおそれがある「特別の事情」が生じた際の報告制度が新設されることは評価いたします。しかし、その報告の契機となる「特別の事情」の定義が定性的であり、経営者の主観的な判断に委ねられている点に危うさを感じます。経営状況が悪化した際、当事者が「まだ持ち直せる」という希望的観測から報告を遅らせ、結果として取り返しのつかない事態に至ることは、企業の破綻事例において枚挙にいとまがありません。早期の是正措置を可能にし、放送の継続性を守るためにも、解釈の余地を排した明確な基準が必要です。</p> <p>数値基準（トリガー）の設定：「純資産の毀損率」や「手元流動性の低下水準」など、客観的な財務指標に基づく報告基準を設けることを提案します。これにより報告の遅れを防ぐとともに、事業者側にとっても「いつ報告すべきか」という予見可能性が高まり、健全な危機管理が可能となります。</p> <p>4. 結びに 放送事業者がその公共的使命を果たし続けるためには、国民からの信頼という土台が不可欠です。その土台を強固なものにするためには、内向きの論理ではなく、常に社会からの厳しい目に耐えうる透明なガバナンス体制が必要です。今回の改正が、形式的な手続きの追加に終わることなく、放送業界全体の質的な向上と信頼回復につながる、真に意義あるものとなるよう、厳格な運用の徹底を切に願います。</p> <p>【理由】放送事業は国民共有の財産である電波を利用する公共性の高い事業であり、その持続可能性を担保するためには、内部評価に留まらない客観的かつ厳格なガバナンス体制の構築が不可欠であると考えため。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
5	<p>○ 本改正は、放送局のガバナンス確保の体制整備のためのものと理解している。そのためになぜ「経理的基礎」を根拠に政府に対する報告義務を課す必要があるのか、そもそも法の建付け自体が疑問である。しかも、報告をしたことによる効果も不明であって、それによって政府が放送局に対する財政的支援をすることは考えづらいし、わざわざ逐次の報告を求めることなく、免許更新時（免許審査時のチェック）で十分にカバーできるはずである。</p> <p>そのうえで、検討会のとりまとめを受けての法整備である以上、何らかの手当てが必要であるとすれば、「ただちに電波が停止するといった緊急の事態が生じた場合」といった、免許事業としての致命的な緊急事態が生じた場合を想定すべきである。現在示されている案文からは、こうした限定性を読み取ることができず、極めて曖昧であって広範な報告義務が科される可能性があり、好ましくないと考える。一方でいったん規定ができると、その運用にあたっての基準を設定する必要があると考えるが、具体的な事象や数値をもって基準を作ることは、自律的な経営をむし</p>	<p>○ 民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、事業者の自主自律に十分配慮し、番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。</p> <p>○ 本改正案の電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。</p>	無

	<p>ろ阻害し本来の目的である放送局自身のガバナンス力を削ぐことになってしまいかねず、この点においても問題があり好ましくないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととしますが、それをもって、放送事業者の自律的な経営を阻害しガバナンス力を削ぐことになるとは考えておりません。</p>	
6	<p>○ 放送関係制度の見直しに関する一連の案につき、添付資料を拝見し、あわせて本チャットで議論した視点を踏まえ、意見を申し述べます。</p> <p>まず、今回の改正案等の方向性は、地上基幹放送を担う民間事業者について、業務の適正を確保する体制整備を求め、その取組状況の自己評価と公表まで含めて制度上の要件として位置付ける点にあると理解しております。また、申請書類・様式や変更届の整理を通じて、当該「体制整備」の記載と運用を実務に落とし込み、令和九年四月一日施行の規定を含めて段階的に導入する設計になっていると理解しております。加えて、経理的基礎の確保に関する報告様式の新設等により、事業継続性の観点からも説明責任を強める整理が図られているものと受け止めました。全体として、従来よりも「放送事業者の内部統制と説明責任」を正面から扱おうとしている点は、制度の現代化として評価できると考えます。</p> <p>一方で、実効性という観点では、自己評価と公表を制度要件に組み込むだけでは、社会の信頼回復に十分つながらない可能性があると考えます。理由は単純で、自己評価は、組織防衛や同質性、利害の近さが残る場合に、形式化しやすい性質を持つためです。放送倫理をめぐる既存の枠組みが存在していても、視聴者側からは独立性や改善の実感が得にくい、という受け止めが生じている状況も見受けられます。さらに、インターネット環境では一次情報や当事者発信に容易に到達できる一方、テレビは「社会的に届く情報」として影響力が大きいからこそ、偏りや誤りが疑われた際の信頼低下も急速になりがちです。テレビ離れが進む現状において、制度が目指す「体制整備」が実質を伴わなければ、規定の新設がかえって“やっている体裁”として受け取られ、信頼回復につながりにくくなる懸念があります。</p> <p>ここからが本題で、今回の制度改正の骨格を活かしつつ、実効性を担保するためには、「体制整備」の中身を、外部から検証可能な形にまで具体化することが必要だと考えます。公表を求める以上、公表内容が抽象的な標語や社内規程の羅列に留まると、社会的には検証不能となり、結果として改善の圧力が働きません。従って、自己評価の対象領域を、たとえば訂正・検証の運用、取材・編集過程のガバナンス、広告・タイアップ等の利害関係の明示、苦情処理と再発防止、社内通報や外部通報の取り扱い、役員・管理職の責任分界といった、運用の実態が測れる項目へ寄せることが重要です。評価結果の公表も、肯定的な記述のみでは制度趣旨に反す</p>	<p>○ 自己評価の実効性の確保に関する御意見については、ガバナンス検討会取りまとめにおいて、「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、(略)一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべきである」とされており、また、「自己評価が「お手盛り」にならないよう客観性を担保することが必要である。このため、各放送事業者の自己評価や業界団体の確認においては、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みを設けるべきである」とされていることを踏まえ、まずは、各放送事業者及び業界団体が適切な対応を行うことを期待しております</p>	無

るため、指摘事項と是正計画、期限、実施状況をセットで示すような枠を設けることが望ましいと考えます。公表とは、印象操作ではなく、検証のための材料の提供であるべきです。

次に、自己評価の限界を補う仕組みとして、利害関係者に依存しない外部の目を、低コストで継続的に入れる設計が必要だと考えます。本チャットで議論した通り、「第三者委員会」を掲げても、人選が固定化し、関係者比率が高まり、結果として実質的に機能しないと受け止められる事態が繰り返されてきた、という問題意識があります。ここで重要なのは、“中立な人を探す”発想より、“誰が混ざっても偏りが結果に直結しにくい選び方と運用”に移ることだと考えます。具体的には、オンライン会議を前提に、一定の要件を満たす弁護士等の登録母集団から抽出する仕組み、または任期を短くしたローテーションと再任制限、利益相反の広い定義に基づく厳格な除外、議論の根拠と少数意見の記録・公表、是正の追跡公表を組み合わせる方法が現実的だと考えます。オンライン化は、参加負担を下げ、地域偏在を減らし、同じ界限に人選が集中するリスクを抑える効果も期待できます。

あわせて、モニター制度の導入または拡充も有効だと考えます。委員会方式は「権威の箱」を作りがちですが、モニター方式は「継続的な観測データ」を積み上げる設計に向いています。ただし、応募制のみでは偏りが生じやすいため、可能な範囲で無作為性を取り入れ、人口構成に近い層化抽出や短期任期を組み合わせることが望ましいと考えます。モニターの役割も感想に留めず、事前に定義された観測軸に沿って、根拠とともに記録し、一定の頻度で集計・公表し、一定件数以上の指摘が集まった論点については、事業者側に検証結果と対応方針を期限付きで公表させる、という回路まで設けることで初めて実効性が担保されます。

なお、外部参加者の設計において、株主を主体に据える案は、未公表情報に触れる可能性がある以上、インサイダー取引規制の観点から疑義を生みやすく、制度への信頼を損なうリスクがあるため慎重であるべきと考えます。また、消費者代表を入れても、政治的属性の疑義が必ずつきまとい、確認を強めるほど思想・信条の踏み絵になり得る点にも留意が必要です。従って、属性の潔白を証明させる方向ではなく、職務として政治活動の実務に深く関与している者等、利益相反が構造的に強い類型を外しつつ、無作為性、入れ替え、透明性、追跡公表で偏りの影響を減衰させる設計が合理的だと考えます。

最後に、専門家の関与については、本チャットで述べた通り、専門性が常に改善に寄与するとは限らず、同質性や利害関係の下で、専門性が現状維持の正当化に使われ得るという現実も踏まえる必要があります。従って、専門家を「判断の代行者」として置くのではなく、「評価軸の整備」「利益相反管理」「手続の監査」「事後検証の設計」といった、制度の“ものさし”を整える役割に限定し、結論の正当化に利用されにくい形で配置することが望ましいと考えます。

以上より、今回の改正案等が示す「体制整備・自己評価・公表」という方向性は、最低限必要な整備として評価しつつも、社会の信頼回復という目的に照らし

	<p>て、外部から検証可能な具体性、第三者性を人選ではなく仕組みで担保する選任・運用、是正の追跡公表という実効性の回路を併せて設けることが必要である、というのが私の意見です。インターネット上で正確な情報に到達しやすい環境が広がり、テレビ離れが続く現実において、放送への信頼は「善意の宣言」ではなく「検証可能性の提示」によってのみ回復すると考えます。今回の制度改正が、その方向へ実質的に踏み出すための設計となることを期待いたします。</p> <p>以上です。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
<p>2 電波法施行規則又は放送法施行規則改正案について</p>			
<p>(1) 報告の義務について</p>			
<p>7</p>	<p>○ 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案に対し、民放連および多くの放送事業者は、▽重大事案が発生した際は、放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきだ、▽行政における一定の基準に基づく報告の義務付けについては、いたずらに対象が広がることのないよう、また恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠——との意見を述べました。</p> <p>これを踏まえ、同取りまとめでは、“収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設ける”との修正（下線部）が行われました。</p> <p>今回示された改正案では、“基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない”とされましたが、▽いたずらに対象が広がらない、▽行政の恣意的な運用が図られないことへの歯止めが読み取れず、民放連や放送事業者の懸念は払拭されていません。</p> <p>この報告手続きが経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限度のものであり、「特別の事情」に該当する一定の基準が、放送事業者の懸念を払拭する内容であることが明確に示されない限り、改正案には納得できません。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○ 本改正案の電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。</p> <p>このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととします。</p>	<p>無</p>
<p>8</p>	<p>○ さて、今回の省令の改正案にあつては、「基幹放送の業務」等の「維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたときは」、「必要な措置を総務大臣に報告しなければならない」という義務が放送事業者に課される内容となっております。</p> <p>これは、「とりまとめ(案)」に応募された意見に基づいて、検討会が「収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合</p>	<p>○ ガバナンス検討会取りまとめの修文は、現行法の範囲内で報告に係る手続を整備する趣旨を明確化する観点から行われたものと理解しております。</p>	<p>無</p>

には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付ける」としていた元文を、「収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設ける」という表記に修正された意図を、反映していないと考えます。

省令の改正にあつては、修文に則して、報告を義務付けるものではなく、報告の手続を設ける内容とされるよう、強く要望いたします。

【中京テレビ放送株式会社】

- 改正案では、「経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、必要な措置を総務大臣に報告しなければならない」と規定されています。

しかし、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめでは「報告の手続きを設ける」とされ、報告を義務付けるとは示されていません。このため条文は「報告の手続きがある」旨にとどめ、義務付けと読める表現は避けるべきと考えます。

【高知放送株式会社】

- 当社では、放送事業者のガバナンス確保は、自主自律の判断で行うべきものであり、行政の関与は原則的に必要なく、もしくは極めて抑制的であるべきだと考える。今回示された省令改正案では、“基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない”とされており、報告の「義務付け」と解釈される書き方になっている。これは検討会の取りまとめで「報告の手続きを設ける」と修文されており、その趣旨に則った書き換えを行うべきだ。報告は放送事業者の自主自律の判断が大前提だからだ。

【読売テレビ放送株式会社】

- 検討会で示された取りまとめでは、「経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設ける」と修正された経緯がありますが、今回の省令等改正案では、基幹放送事業者は必要な措置を総務省に「報告しなければならない」としています。つきましては、検討会取りまとめに合わせ、報告の義務ではなく、報告する手続きを有する旨に変更いただくよう要望します。

【福井放送株式会社】

- 弊社は、総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまと

め案に対して「重大な事案が発生した際、放送事業者が自ら対応し、業界団体が必要な対応を取ることが基本であり、行政の関与は必要最小限にとどめるべきだ」

「恣意的な運用を避け、事業者の予見可能性と経営の安定性を確保するためにも、明確かつ客観的な基準を設定することが不可欠」等の意見を述べました。

取りまとめではこうした意見も踏まえ、「経営基盤の持続可能性を確保する観点から」という文言を加えたうえで、「適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続きを設ける」と修正されました。

今回示された省令改正案では“その経理的基礎が業務の維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない”としていますが、検討会の取りまとめの修正の趣旨を反映しているとは言えず、放送事業者として対象が広がることや、行政の恣意的な運用が図られるのではないかとの懸念は残されたままです。

上記の点から、省令改正案には疑問を持っています。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 検討会は取りまとめ案の段階で、経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案が発生した場合、「報告を義務付ける」としていましたが、パブコメを受けて「報告の手続きを設ける」と修正しました。

一方、今回示された省令改正案は「基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたときは、内容・原因・影響・措置を総務大臣に“報告しなければならない”」としています。取りまとめの修正内容に合わせ、条文を報告の義務付けではなく、報告の手続きがある旨に書き換えるよう要望します。

【青森放送株式会社】

- また、報告を義務化するのではなく、報告手続きを設ける旨へと修正を要望します

【株式会社山梨放送】

- 検討会はパブコメに対する回答（本検討会の考え方）で、元案にて「報告を義務付ける」とした部分を「報告の手続きを設ける」に修文しました。

一方で、今次省令等改正案は、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、放送業務の維持に支障を来すおそれがある「特別な事情」が生じたときに、状況・原因・影響・対策を総務省に対し「報告しなければならない」としています。修文に合わせ条文を、報告の義務付けではなく、報告手続きがある旨に書き換えるよう要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

○ また、検討会取りまとめでは「報告を義務付ける」とされていた部分を「報告の手続きを設ける」と修正されましたが、本改正案では「報告しなければならない」という表現となっていることに対しての修正も併せて要望します。

【株式会社宮城テレビ放送】

○ 検討会はパブコメに対する回答で、元の案が「報告を義務付ける」とした部分を「報告の手続きを設ける」に変更しました。一方で、今回の省令等改正案は、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、放送業務の維持に支障を来たすおそれがある「特別な事情」が生じたときに、総務省に対し、状況・原因・影響・対策を「報告しなければならない」となっています。報告の義務付けではなく、報告手続きがある旨に書き換えるよう要望します。

【株式会社テレビ岩手】

○ 今回示された改正案では、「業務の維持に支障を来すおそれのある特別な事情が生じたときは、遅滞なく、・・・総務大臣に報告しなければならない」とされました。総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案では、「経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続きを設ける」と下線部の修正が行われていました。報告の義務付けではなく、報告手続きがある旨に変更していただくよう要望いたします。いたずらに対象が広がることのないよう、恣意的な運用が図られないような厳密な制度設計を求めています。懸念が払拭されていないと感じております。

【山形放送株式会社】

○ 今回示された省令等改正案では、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、放送業務の維持に支障を来すおそれがある「特別な事情」が生じた際、事情の内容、原因、影響、経理的基礎を確保するために必要な措置等を総務省に「報告しなければならない」としています。この「報告」のあり方をめぐっては放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会のパブリックコメントに対する回答（本検討会の考え方）において、元案にあった「報告を義務付ける」という表現が「報告の手続きを設ける」という表現に変更された経緯があります。

つきましては、今回の省令等改正案においてもこの変更の経緯を十分に斟酌していただき、報告の義務付けではなく、報告の手続きがあるとの趣旨にさせていただくことを要望いたします。

【株式会社長崎国際テレビ】

○ 1月21日公表の検討会取りまとめでは、「放送事業者・業界団体の取り組みを基本としつつ、自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して必要な役割を果たすことが適当」として、放送事業者の自主自律を重視する姿勢が

示されています。しかしながら、省令改正案における「報告しなければならない」との記述は、自主自律に対する配慮が感じられず、「報告の手続きを設ける」とした修文を踏襲すべきと考えます。

【株式会社福岡放送株式会社】

- 検討会は、パブコメに対する回答（本検討会の考え方）で、「報告を義務付ける」とした部分を「報告の手続きを設ける」に修文しました。一方で、今回の省令等の改正案では、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、放送業務の維持に支障を来たすおそれがある「特別な事情」が生じたときに、原因・影響・措置を総務省に対し「報告しなければならない」としています。修文に合わせ、条文を。報告の義務付けではなく、報告手続きがある旨に書き換えるよう要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案に対し、当社をはじめ、民放連に加盟する多くの放送事業者は、▽重大事案が発生した際は、放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本で、行政の関わりは必要最小限にとどめるべき▽一定の基準に基づく報告の義務付けは、いたずらに対象が広がることがないように、恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠、との意見を述べました。これを踏まえ、同取りまとめでは、「報告を義務付ける」とした部分が、「報告の手続きを設ける」に修正されました。

今回示された改正案では、「その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別な事情が生じたときに、総務大臣に「報告しなければならない」とされていますが、報告の義務付けは、検討会の取りまとめにおける判断が考慮・反映されておらず、「報告の手続きを設ける」旨に書き換えるよう要望します。

【札幌テレビ放送株式会社】

- 検討会はパブリックコメントへの回答（本検討会の考え方）で、当初案で「報告を義務付ける」とした部分を「報告の手続きを設ける」に修正しました。

一方、今回の改正案は、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対して、放送業務の維持に支障をきたすおそれがある「特別な事情」が生じた場合、状況・原因・影響・対策を総務省へ「報告しなければならない」としています。修文に合わせて条文を、報告の義務付けではなく、報告手続きがある旨に書き換えるよう要望いたします。

【株式会社テレビ新潟放送網】

- 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」の取りまとめ（2026年1月21日公表）が示した、「行政の関与は必要最小限とし、民間放送事業者

および業界団体による自主自律の取組を基本とする」という原則を支持します。  
よって、今回の改正案において、行政による新たな義務付けや過度の介入と解釈され得る規定が盛り込まれている点に懸念があると考えます。

検討委で「報告を求める手続き」となっていた部分について、「報告しなければならない」と義務規定と解釈できる文面に戻っているため、検討委の表現にあわせるよう要望いたします。

- 「報告しなければならない」と義務規定と解釈できる文面については、検討委の取りまとめ案との不整合があると考えますので、検討委の表現にあわせるようお願いいたします。

【株式会社四国放送】

- また、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」最終取りまとめにおいて、「報告を義務付ける」が「報告の手続きを設ける」に修正された経緯をふまえ、条文表現を書き換えるよう要望いたします。

【株式会社テレビ金沢】

- 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会ではパブコメに対する回答で「報告を義務付ける」とした部分を「報告の手続きを設ける」に修文されています。改正案では、「特別な事情」が生じた場合には、総務省に対して「報告しなければならない」となっています。「報告の義務」ではなく、「報告手続がある旨」に修正を要望いたします。

【山口放送株式会社】

- 検討会取りまとめは「経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続きを設ける」としてあります。当初は「報告を義務付ける」とされていましたが、行政の役割に対する意見を踏まえた修文と理解しています。一方、各省令案は、基幹放送局の免許人等に対し「基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたときは、必要な措置を総務大臣に報告しなければならない」としてあります。これは「報告の義務付け」としか読めず、検討会取りまとめの修文の趣旨と整合していないようです。「放送事業者が自主自律かつ円滑に対応するために、必要な報告の手続きを設ける」といった記述に改めるよう要望します。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 民放連はすでに「民間放送ガバナンス指針」を制定しており、我々放送事業者でも個別に制定もしくは制定に着手しています。まずは業界内の自主自律的な枠組みを尊重し、「報告の手続きを設ける」と表現を改めて頂けるよう要望いたします。条文に「報告しなければならない」と明記されることは、義務化されると解され、

	<p>先般の「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」の最終取りまとめにおける「報告の手続きを設ける」という表現が尊重されていないのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ大分】</p> <p>○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は取りまとめの中で、ガバナンス確保に関する取組の実施にあたり「放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、行政としても自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適切」としています。</p> <p>重大事案が発生した場合の対応について元案では「適時に一定の基準に基づいて～報告を義務付ける」としていましたが、パブコメを踏まえて「経営基盤の持続可能性を確保する観点から～報告の手続きを設ける」に修正しました。</p> <p>それにも関わらず今回の省令等改正案では、放送業務の維持に支障をきたすおそれがある「特別な事情」が生じたときは、内容・原因・影響等を「総務大臣に報告しなければならない」としており、検討会の考えが反映されているとは思えません。「報告しなければならない」は「報告の義務付け」にほかならず、検討会が修正した経緯を踏まえた文言に変更するよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ信州】</p> <p>○ 今回改正の省令案等では、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、業務の維持に支障をきたすおそれがある特別な事情が生じた場合、遅滞なく、内容・原因・影響・措置を総務省に報告しなければならないとしています。報告の義務ではなく、報告手続きがある旨に書き換えるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【西日本放送株式会社】</p>		
(2) 特別の事情について			
9	<p>○ また、「特別な事情」についても、解釈に揺らぎが生じたり、恣意的な運用がなされたりしないよう、基準を明確に示されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中京テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案に対し、当社は、行政の役割について「自主自律に十分配慮し、番組内容等への介入にならない範囲で必要な役割を果たすことが適当」と記載されている点に関し、行政の関与が結果として介入に結びつくことのないよう、慎重かつ丁寧な制度設計が不可欠であるとの意見を述べました。</p> <p>しかしながら、今回示された改正案では、「基幹放送局の免許人は、その経理的基</p>	<p>○ 本改正案の電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。</p> <p>このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととします。</p>	無

礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない」とされており、行政の関与が結果として介入に結びつくことがないとの懸念は、なお払拭されていないと認識しております。「特別の事情」の判断基準を明確に示すとともに、当該手続が経営基盤の持続可能性の確保という目的に照らし、必要最小限のものとなるよう要望いたします。

【北日本放送株式会社】

- また「特別な事情」はキー局とローカル局で経営規模や収益構造が異なるため、事業者ごとに内容が異なります。判断基準が不明確なままでは恣意的運用の懸念が残り、放送事業者に必要な負担を生じさせる可能性があります。さらに、報告手続きは経営基盤の持続可能性を損なわない最小限の内容とする必要があると考えます。こうした懸念が解消されなければ、改正案には賛同できません。

【高知放送株式会社】

- また「特別な事情」についても、行政による恣意的な運用がされる懸念は払しょくできず、改正案には同意できない。放送事業者の自主自律を尊重し、かつ行政の関与を極めて抑制的にするためにも、例えば、債務超過といった経営上の問題などは、放送事業者が自主的に報告するものとする。

【読売テレビ放送株式会社】

- また、報告に至る「特別な事情」の判断基準を明確に示していただくよう要望いたします。その基準は、放送事業者の経営基盤の持続的可能性を確保する観点から最小限のものであるべきと考えます。

【福井放送株式会社】

- また、「特別な事情」の判断基準を明確に示すよう要望します。基準は経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限のものであるべきです。解釈の幅が広がったり、恣意的な運用に至ったりするようなことが、決してあってはなりません。

【青森放送株式会社】

- 今回示された改正案では、「基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない」と規定していますが、「特別の事情」に該当する基準を明確に切り分けする判断は難しいと考えられ、「業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情」に該当する一定の基準が明確に示すことを要望いたします。

【株式会社山梨放送】

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令案第3条における放送法施行規則第86条

第4項から第7項が新設されることについては、第4項中の「経理的基礎が基幹放送の維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたとき」について、どのような事案の発生が対象になりうるのか基準が不明確なため、混乱を来す懸念を持っています。

重大事案が発生した際の対応について放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきと考えます。

【日本BS放送株式会社】

- また、「特別な事情」の判断基準を明確に示すよう要望します。基準は、経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限のものであるべきです。また、解釈の幅が広がったり、恣意的な運用に至ったりするようなことは、決してあってはなりません。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 今回提示された改正案で、「基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたときは、総務大臣に報告しなければならない」とされている点で、「特別な事情」という表現が行政の恣意的な拡大解釈の恐れがあると考えており、かつ「特別な事情」は一律の基準ではなく、ローカル局の経営規模、実状を勘案した対応をする表現になるよう要望します。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案で示された

- ・ 経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて報告の手続きを設ける

- ・ 制裁ではなく、経営基盤の持続可能性を確保するためである、という観点は重要なものです。ただし、行政の裁量によって対象が無原則に拡大することがないように、「一定の基準」の対象・範囲について明確にする必要があると考えています。

電波法施行規則等改正案にある「業務の維持に支障をきたすおそれがある特別な事情」を判断する基準が現時点では明らかにされておらず、民放事業者にとって、恣意的な運用や拡大解釈されるという懸念が払拭されたとは言えません。「特別な事情」について、運用の基準・対象となる具体的な事例を特定したうえで公表することを、要望します。

【株式会社TBSテレビ】

- さらにこの「特別な事情」の判断基準を明らかにするべきです。その時々で解釈

が変わったり、恣意的な運用が決して無いよう明確にすべきであり、また経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限であるべきと考えます。

【株式会社テレビ岩手】

- 改正案では、“基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない”とされましたが、「特別の事情」に該当する一定の基準が示されない段階では、行政による恣意的な運用の可能性について不安が残ります。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」の取りまとめに際し、テレビ東京ホールディングスや多くの放送事業者は、重大事案発生時の対応は事業者や民放連による自主自律的な対応を基本とすべきであり、行政の関与は必要最小限にとどめるべきであるとし、行政への報告義務付けについては、対象が過剰に拡大することや恣意的に運用されることを避けるため、慎重かつ厳格な制度設計が不可欠であると指摘しました。

これらを踏まえ、同取りまとめでは報告義務に関して『適時、一定の基準に従って当該事案についての報告手続を設ける』との修正が行われたと認識しています。

本省令改正案では、事案発生時の対応要件として「経理的基礎が基幹放送業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情」が示されていますが、この文言のみによる規定では行政運用範囲の恣意性や規制対象の拡大につながりかねない懸念が払拭できません。改正案においては、報告手続が経営基盤の持続を確保するため最小限度の規制であること、さらに「特別の事情」に該当する要件が事業者の懸念を解消する十分な内容であることが明確化されるよう求めます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- また、この「特別の事情」に該当する一定の基準は、経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限となるべきものと考えます。

【山形放送株式会社】

- 本改正案が放送事業者と業界団体の自主自律的な取組を踏まえたものであるならば、行政による番組内容への介入やその他恣意的な運用に発展する可能性は極力排除すべきです。このため改正後の電波法施行規則第43条の2第5項にいう「特別の事情」に該当する条件について、あらかじめ明確にする必要があると考えます。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

- また、「特別な事情が生じたとき」という条件は曖昧であり、拡大解釈や恣意的

運用の懸念を払拭できません。事業者側の萎縮を招く恐れもあります。「特別な事情」の判断基準を明確にし、それが拡大解釈や恣意的運用の懸念には当たらず、事業者側の委縮を招くことのない最小限度のものであることを示していただくことを要望いたします。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 新設案である第43条2第5項「～その経理的基礎が基幹放送の業務（中略）に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、（中略）必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。」との内容は、その報告基準が曖昧であり、対象の拡大や行政による恣意的な運用の懸念が払拭されておりません。

あくまでも放送事業者の自主自律に基づき、従来通りの確定した決算期毎の事業収支報告が適当であり、重大な事案が発生した際の対応についても事業者の自主性を重んじる仕組みとするよう要望いたします。

【株式会社CBCラジオ】

- 更に「特別の事情」については、明確な判断基準が示されておらず、恣意的な運用が行われる恐れがあり、賛成しかねます。

【株式会社福岡放送】

- また「特別な事情」の判断基準を明確に示すよう要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 「特別の事情」の判断基準を明確に示すよう要望します。基準は、放送事業者の経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限であるべきで、解釈の幅が広がり、恣意的な運用に至るようなことは、決してあってはなりません。

【札幌テレビ放送株式会社】

- ここにある報告の基準となる「特別の事情」については行政による恣意的な運用が行われないようにすることが重要であると考えます。経営基盤の持続可能性を確保することは当該放送局が自主自律を持って行うべきものです。制裁ではなく、経営基盤の持続可能性確保のための措置であり、恣意的な運用がなされるような基準とならないよう慎重な運用を求めます。

当社では、「ハラスメント防止宣言」を2025年10月に改定し、経営層が率先して「ハラスメントの防止と根絶」に真摯に取り組むことを宣言しています。また、様々な状況に対応できるように内部通報制度等もアップデートすべく見直しています。今後もガバナンス確保のため、より良き体制を模索していきます。

【関西テレビ放送株式会社】

<p>○ また、「特別な事情」の判断基準は、経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限のものであるべきです。解釈の幅が広がったり、恣意的な運用に至ったりすることは、あってはならないと考えます。その視点に沿った「特別な事情」の判断基準の明確化を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p> <p>○ 「特別な事情」についても基準が曖昧であるので明確化する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【四国放送株式会社】</p> <p>○ 電波法施行規則43条の二の5、および、放送法施行規則86条の4において、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、放送業務の維持に支障を来すおそれがある「特別な事情」が生じたときに、事情の内容・原因・影響・対策を「報告しなければならない」との記載がありますが、「特別な事情」という表現には、解釈の仕方によって恣意的な運用に至る可能性があるため、判断基準を明確に示す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ金沢】</p> <p>○ また、改正案では、「特別な事情」の判断基準については、解釈の幅の広がりや、恣意的な運用とならぬよう、基準の明確化を要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【山口放送株式会社】</p> <p>○ 「一定の基準」や「特別の事情」の線引きが不明ですが、事業者の規模や地域特性を十分に考慮した制度設計を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p> <p>○ 「特別の事情」について明示すべきだと考えます。判断に基準が必要なことは理解しておりますが、抽象的な表現での運用は解釈の拡大につながり、恣意的な判断も懸念されるため、明示が必要だと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ大分】</p> <p>○ また「特別な事情」についても、その判断基準はパブコメ修正後の取りまとめにある「経営基盤の持続可能性を確保する観点」から最小限であるべきで、恣意的な運用に至らないか懸念が払しょくされず承服できません。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ信州】</p> <p>○ 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案で示された</p>		
---	--	--

・経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて報告の手続きを設ける

・制裁ではなく、経営基盤の持続可能性を確保するためである、という観点は重要なものです。ただし、行政の裁量によって対象が無原則に拡大することがないよう、「一定の基準」の対象・範囲について明確にする必要があると考えています。

電波法施行規則等改正案にある「業務の維持に支障をきたすおそれがある特別な事情」を判断する基準が現時点では明らかにされておらず、民放事業者にとって、恣意的な運用や拡大解釈されるという懸念が払拭されたいとは言えません。「特別な事情」について、運用の基準・対象となる具体的な事例を公表することを、要望します。

【株式会社TBSラジオ】

- 報告の対象となる「特別な事情」については、客観的かつ明確な判断基準（ガイドライン等）を提示することを求めます。特に、どのような事象が「経理的基礎に支障を来す」と判断されるのか、定量的・定性的な目安が示されなければ、放送事業者の予見可能性を損なうおそれがあります。

またその基準の検討にあたっては、各放送事業者のビジネス態様に加え、弊社のような複数系列に属する特殊な事情にも即した対応を強く要望します。

【株式会社テレビ宮崎】

- その上で制度改正案では、経理的基礎が基幹放送の業務等の維持に支障を来すおそれがある特別な事情が生じたときは、遅延なく、報告する手続きを設けるとしてあります。行政の恣意的な判断や運用によって報告が濫用される事態は避けるべきであり、「特別な事情」の運用や解釈、さらには明確な判断基準を示していただきたいと考えています。

【南海放送株式会社】

- また、「特別な事情」の判断基準は、経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限であるべきであり、恣意的な運用に至るようなことがあってはなりません。判断基準の明示を要望します。

【西日本放送株式会社】

- 今般の改正省令案における報告義務の要件のうち「経理的基礎が業務の維持に支障をきたすおそれがある特別な事情」については、具体的な該当類型が明示されておらず、行政当局による拡大解釈や恣意的運用の余地が残されており、放送事業者の萎縮を招く懸念があります。

基幹放送事業者は災害や有事による社会情勢の変化に際してもその使命と職責を

	<p>全うするため、一時的な収支変動が生じる事業特性を有しており、報告の有無にも放送の自主自律の原則が最大限に尊重されるべきであると考えます。</p> <p>総務省は、本規則の適用は真に合理的な必要性が認められる事象に限定し、その運用に際しては一切の恣意性を排し極めて謙抑的な姿勢に徹することを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案で示された</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて報告の手続きを設ける</li> <li>・制裁ではなく、経営基盤の持続可能性を確保するためである、という観点は重要なものです。ただし、行政の裁量によって対象が無原則に拡大することがないよう、「一定の基準」の対象・範囲について明確にする必要があると考えています。</li> </ul> <p>電波法施行規則等改正案にある「業務の維持に支障をきたすおそれがある特別な事情」を判断する基準が現時点では明らかにされておらず、民放事業者にとって、恣意的な運用や拡大解釈されるという懸念が払拭されたとは言えません。「特別な事情」について、運用の基準・対象となる具体的な事例を特定したうえで公表することを、要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社BS-TBS】</p>		
10	<p>○ 「基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別な事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない」（第43条2第5項）と定められています。</p> <p>検討会の取りまとめでは「収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案」とされていますが、経済的基盤が脅かされる可能性のある段階では明確な基準がなく、行政により恣意的な運用がなされないか懸念されます。さらに、報告後に取られる措置も明らかにされていません。</p> <p>一方で、一律に数値基準を設けて報告を求めることは、経営の柔軟性を損なう恐れがあります。そのため、報告対象はガバナンスの不備に起因する事象等に限定するとともに、短期的な業績変動により「遅滞なく」報告を求めるのではなく、公表した決算など確定した決算数値に基づく報告とするなど、放送事業者の実態に即した仕組みを要望します。</p> <p>今回の改正案は公布と施行が同日となっていますが、制度について丁寧な説明を行い、放送事業者の準備期間が確保できるよう、公布までの期間、あるいは公布から施行までの期間を十分に設けるなどの対応を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】</p>	<p>○ 本改正案の電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別な事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。</p> <p>このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別な事情に該当する具体例を示すこととしますが、基準を設けることが経営の柔軟性を損なうことになるとは考えておりません。</p> <p>○ 施行日に関する御意見については、本改正案は特別な事情が生じたときに報告を要するものであり、そ</p>	無

	【株式会社CBCテレビ】	の準備に期間を要するものではないと考えられることから、公布日施行としております。なお、制度については丁寧な説明を行うよう努めてまいります。	
(3) その他			
11	<p>○ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。）につき、下記のとおり意見する。</p> <p>改正省令案第一条から第三条までの「次の表により、・・・」の改正規定のインデントが高いので修正すべきではないか。（二頁参照）</p> <p>改正省令案第一条による改正後の電波法施行規則第四十三条の二第二項中「第五項から第七項において同じ。」とあるのは「第五項から第七項までにおいて同じ。」と規定するのが適切ではないか。（一頁参照）</p> <p>改正省令案第二条による改正後の無線局免許手続規則第六条第八号の表下欄中（6）と（7）でインデントが異なっているため修正すべきではないか。（五頁参照）</p> <p>改正省令案第一項ただし書中「第二条及び第三条中・・・の改正規定は、・・・」とあるのは「第二条の規定及び第三条中・・・の改正規定は、・・・」と「及び」が何を接続しているのかわかりやすく規定すべきではないか。（十九頁参照）</p> <p>改正省令案第二項中「附則第一項ただし書に・・・」とあるのは「前項ただし書に・・・」と規定するのが適切ではないか。（十九頁参照）</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ インデントに係る御指摘について反映します。</p> <p>○ また、御意見を踏まえ、改正案について以下のとおり修正します。</p> <p>電波法施行規則第四十三条の二第二項 （中略）第五項から第七項までにおいて同じ。</p> <p>附則第一項 （中略）第二条の規定及び第三条中附則第二項 前項ただし書に・・・</p>	有
3 基幹放送普及計画又は放送法関係審査基準について			
12	<p>○ 総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案の意見募集結果では、基幹放送普及計画を通じてガバナンス確保を促すことを懸念する意見が強かったことから、“行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討する”とされていました。</p> <p>免許審査の際に確認する、▽経営規模等に応じた体制整備の取組、▽自己評価の実施、▽自己評価結果の公表——の3点は、民放連が1月22日付で制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、会員各社が同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度1回公表することで充足されており、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入しない仕組みだと認識しています。</p> <p>民放連会員社は民間放送の持続可能性を高めるために、同指針に定めた基本原則に則り自ら体制等を整えることを通して、自主・自律的なガバナンスの確保を目指します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○ 本改正案に基づく免許審査では、例えば、御指摘の民間放送ガバナンス指針に沿って必要な体制整備の取組を十分に行っているか、当該取組に関する自己評価を行っているか、当該自己評価の結果を公表しているかについて確認することを想定しており、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定しておりません。</p> <p>○ 業界団体である一般社団法人日本民間放送連盟が放送業界全体としての信頼性を確保するために積極的に</p>	無

		役割を遂行することを期待しております。	
13	<p>○ 放送事業者と民放連は「平時の取組」として、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表に真摯に取り組めます。今後、重大事案が発生すれば、当該局はもちろん、放送業界の信頼回復は困難になると考えます。特に地方局は地域社会との紐帯が強く、関係も濃密です。それ故に長年構築してきた信頼関係も一瞬にして崩壊します。弊社も社員・スタッフ・役員1人1人が地域社会の一員として襟を正し、自らを律して活動を行うとともに、指針に基づく点検と公表に強い覚悟を持って取り組んで参ります。</p> <p style="text-align: center;">【青森放送株式会社】</p> <p>○ 各事業者と民放連は、「平時の取組」として、民放ガバナンス指針に基づく点検と公表に真摯に取り組めます。今後、重大事案が発生すれば、放送業界の信頼回復は不可能になると考え、弊社も強い覚悟で臨みます。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 弊社は「平時の取組」として、自主自律のもと、民放ガバナンス指針に基づく点検と公表に真摯に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: center;">【山形放送株式会社】</p> <p>○ 私たちは放送事業者として民放ガバナンス指針に基づく点検と公表に真摯に取り組む所存です。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社長崎国際テレビ】</p> <p>○ 上述の検討会の取りまとめ案の意見募集結果では、“行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討する”とされていました。免許審査時に確認する、「経営規模等に応じた体制整備の取組」、「自己評価の実施」、「自己評価結果の公表」の3点は、民放連が制定した「ガバナンス指針」に沿い、会員各社が同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度1回公表することで充足されており、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入しない仕組みと認識しています。</p> <p>今後、重大事案が発生すれば、放送業界の信頼回復は不可能になると考えており、民放連会員社は民間放送の持続可能性を高めるために、同指針に定めた基本原則に則り自ら体制等を整えることを通して、自主・自律的なガバナンスの確保を強固に目指します。</p> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 民放各社および民放連は、民放ガバナンス指針に基づき、「平時の取組」として、</p>	<p>○ 一連の事案を踏まえ、放送事業者としてガバナンス確保に取り組まれる旨の表明として承ります。</p>	無

	<p>点検および公表に真摯に取り組めます。今後、重大事案が起きれば、放送業界の信頼回復は困難になるという危機感のもと、弊社も強い覚悟をもって取り組めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p> <p>○ 近年発生した事案については当社としても重く受け止め、放送業界の信頼回復へ向けて強い覚悟で取り組んでまいります。民放連が制定したガバナンス指針に沿ってガバナンス確保に真摯に取り組み、自己点検と公表を行います。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ信州】</p> <p>○ 放送業界の信頼回復は、事業者が自らガバナンスを強化することが最重要と認識し、弊社においてもコンプライアンス行動指針等、ガバナンス体制の構築に向けた対応を進めております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ宮崎】</p>		
14	<p>○ 基幹放送普及計画に新設された「民間基幹放送事業者にとっては、業務の適正化を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行うこと」との規定は、行政関与の強化につながりかねず、放送事業者の自主的なガバナンスの確保に影響を及ぼすおそれがあります。このため当該規程の新設には反対します。</p> <p>ただし、適切なガバナンス確保の重要性は認識しており、行政規制ではなく自主自律の枠組みに基づき、透明性の高いガバナンス確保に取り組んでまいります。</p> <p>免許審査に追加された「経営規模に応じた体制整備の取組」、「取組状況に関する自己評価の実施」、「自己評価結果の公表」の3項目は、2026年1月22日付で民放連が制定した「民間放送ガバナンス指針」に基づき、放送事業者が取り組む仕組みとして整備されています。各社は同指針に沿って自主的に取組を点検し、毎年度その内容を公表することとしており、この枠組みにより審査基準が求める要件は満たされていると考えます。</p> <p>さらに、2026年4月1日に設置予定の民放連「ガバナンス検証審議会」では、重大な不祥事の報告、原因究明や再発防止の助言、是正措置の策定を促す仕組みが導入されることになっています。これは、行政が個別の体制に直接関与するのではなく、業界が主体的にガバナンスを確保するための有効な枠組みであると認識しています。</p> <p>審査基準における追加項目は、自主的な枠組みで対応可能であり、行政による追加規定の必要性は低いと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【高知放送株式会社】</p> <p>○ ガバナンス確保は放送事業者が自主自律のもとで行うべきもので、「基幹放送普及計画」における規定は不要と考える。</p> <p>また、「放送法関係審査基準の一部を改正する訓令」の案で、免許審査の際に適</p>	<p>○ 民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。</p> <p>この点、ガバナンス検討会取りまとめにおいては、「放送事業者の健全な事業の継続性を確保するため、基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定することを通じて、ガバナンス確保を促進し、放送事業者による自発的な体制整備を確認できるようにすることを検討すべき」とされており、また、「本取りまとめを踏まえ、速やかに制度改正等の必要な措置を講じてもらいたい」とされており、</p> <p>これらを踏まえ、総務省としては、事業者・業界の取組を基本としつつ、免許審査で放送事業者のガバナンス体制の整備状況を確認することにより、ガバナンス確保を促進する必要があると考えております。</p>	無

<p>合を確認するとされている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▽経営規模等に応じた体制整備の取組</li> <li>▽自己評価の実施</li> <li>▽自己評価結果の公表</li> </ul> <p>これらの3点は、放送事業者が自主的に点検するものだ。</p> <p>また民放連が1月22日付で制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、会員各社が同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度1回公表することで充足される。今回示された案は、行政による恣意的な運用がされる余地も残る内容であり、新たな再免許の要件として加えることは不要と考える。報道機関である放送事業者が自主自律で行うべきガバナンス確保に対し、行政が介入するべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 総務省にとっての「平時の取組」は、各事業者・民放連の自主自律に基づく取組を見守ることだと考えます。基幹放送普及計画等に、これまでなかったガバナンス関連規定を盛り込むことには改めて反対します。</p> <p>また、各事業者と民放連による平時の取組の自律性を妨げかねないため、重大事案を起こしていない事業者については、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表を再免許時の要件や基準に盛り込むことに反対します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p> <p>○ 地域社会からより信頼させる存在になることを目指し、民間放送ガバナンス指針に基づいた体制の整備と実施、および点検と公表を真摯に取り組んでまいります。基幹放送普及計画等に事業者のガバナンス関連規定を盛り込むことは、事業者の自主自律性を妨げる恐れがあります。大前提として事業者の自主自律的な取り組みを見守りいただくことを改めて要望いたします。</p> <p>すべての事業者に対する規定ではなく、特別な事情が生じた当該事業者に限るなどの限定的な位置づけとして要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山梨放送株式会社】</p> <p>○ 総務省にとっての「平時の取組」は、この各事業者・民放連の自主自律にもとづく取組を見守ることだと考えます。基幹放送普及計画等に、これまで無かったガバナンス関連規定を盛り込むことには改めて反対します。</p> <p>また、各事業者と民放連による平時の取組の自律性を妨げかねないため、重大事案を起こしていない事業者については、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表を再免許（再認定）時の要件や基準に盛り込むことに反対します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 各放送事業者と民放連は、「平時の取組」として、民放ガバナンス指針に基づき</p>	<p>○ なお、本改正案に基づく免許審査では、例えば、業界団体が定めた指針に沿って必要な体制整備の取組を十分に行っているか、当該取組に関する自己評価を行っているか、当該自己評価の結果を公表しているかについて確認することを想定しており、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定しておりません。</p>	
---	--	--

点検と公表に真摯に取り組んでいます。弊社も自らの努力と覚悟で取り組む所存です。総務省は、この各事業者・民放連の自主自律にもとづく取組を見守ることだと考えます。基幹放送普及計画等に、これまで無かったガバナンス関連規定を盛り込むことには改めて反対いたします。

各事業者と民放連による平時の取組の自律性を妨げかねないため、重大事案を起こしていない事業者については、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表を再免許（再認定）時の要件や基準に盛り込むことに反対します。

【株式会社テレビ岩手】

- 経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案を起こさないためには、自主的なガバナンス改善こそが重要であり、制度を過度に強めることはかえって現場の柔軟な取り組みを妨げる恐れがあるのではないかと懸念いたします。また制度改正案に見られる「十分に行う」などの表現は規定として曖昧な点があり、拡大解釈や恣意的運用の余地が生まれる恐れがあると考えます。

こうした観点から、審査基準の一部である基幹放送普及計画や放送法関係審査基準を改正し、ガバナンス関連の規定や確認事項等を新たに設けることについては反対であり、慎重な制度設計を検討していただくよう要望いたします。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 各事業者と民放連は、民放ガバナンス指針に基づく取り組みを自主自律的に行っています。その上で「必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行うこと」との記述が明示されることについては、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入しようとする試みであり、必要性を感じません。

審査基準に追記されている、体制整備の取組、自己評価、自己評価結果公表については、すでに民放ガバナンス指針で規定済みであり、重大事案のない事業者にまで、この3点を求めるような内容を盛り込むことには反対します。

【株式会社福岡放送】

- 民放連が制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度1回公表することになっています。総務省が個別具体的なガバナンス体制に介入せずとも、自主・自律的なガバナンスの確保を目指します。今回の、総務省にとっての「平時の取組」は、この各事業者・民放連の自主自律にもとづく取組を見守ることだと考えます。基幹放送普及計画等に、これまで無かったガバナンス関連規定を盛り込むことには反対します。

また、各事業者と民放連による平時の取組の自律性を妨げかねないため、重大事案を起こしていない事業者については、「民間放送ガバナンス指針」に基づく点検と公表を、再免許（再認定）時の要件や基準に盛り込むことに反対します。

【株式会社静岡第一テレビ】

○ 基幹放送普及計画等に、これまで無かったガバナンス関連の規定を盛り込むことに反対します。

民放連と当社を含む加盟社による平時の取組の自律性を妨げかねないため、重大事案を起こしていない事業者については、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表を再免許（再認定）時の要件や基準に盛り込むことに反対します。

【札幌テレビ放送株式会社】

○ 総務省にとっての「平時の取組」は、こうした事業者・業界団体の自主自律に基づく取組を見守ることだと考えます。これまでなかったガバナンス関連規定を、基幹放送普及計画等に盛り込むことには改めて反対します。また、各事業者と民放連による「平時の取組」の自律性を妨げかねないため、重大事案を生じさせていない事業者については、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表を再免許（再認定）時の要件や基準に盛り込むことに反対します。

【株式会社テレビ新潟放送網】

○ 基幹放送普及計画にガバナンス体制等の確認事項が追加されています。しかしながら民放連が策定したガバナンス指針に基づき、各社は毎年度1回の点検・公表を自律的に実施することになっているので、行政が個別体制に踏み込む必要性は乏しいと考えます。また、ローカル局は、地域に根ざした独自の運営体制を維持しており、画一的な規定は合理性を欠くと考えます。慎重な制度設計をお願いいたします。

【四国放送株式会社】

○ 弊社においても、「平時の取組」として「民放ガバナンス指針」に基づくガバナンス強化の取組みを推進しております。総務省におかれましては、引続き事業者・民放連の自主自律にもとづく取組み強化の状況を見守っていただき、「基幹放送普及計画等」にこれまで無かったガバナンス関連規定を盛り込むことについては再検討をお願いいたします。

【山口放送株式会社】

○ 基幹放送普及計画や放送法関係審査基準の改訂案に盛り込まれたガバナンス確保にかかる「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」、「自己評価の実施と公表」について、義務付けや免許審査時の要件とすることは適当でないと考えます。放送事業者は4月に施行する民放連の「民間放送ガバナンス指針」に沿って自主的な点検を実施し評価を公表しますので、点検と公表の確認をもって充足されるところです。株式会社である放送事業者が自主自律で確保すべきガバナンス体制に、行政が恣意的に介入しかねないとの懸念を残さない形が望ましいと考えます。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 普及計画に「十分に行っていること」と民間放送事業者に必要な体制を義務付けられることについては、必要な体制の具体的基準や評価方法が示されていないため、恣意的な運用がなされるのではないかと懸念しております。  
昨今の事情を鑑み、弊社を含む業界全体が信頼回復に向けた取り組みが必須であると考えていることは間違いございません。ですので、まずは民放連による自主的枠組みを尊重して頂ければと考えております。

【株式会社テレビ大分】

- 行政として「平時の取組」は放送事業者の自主自律の観点に立ち慎重に行われるべきで、基幹放送普及計画に新たな体制の整備等を盛り込むことには改めて反対します。  
また訓令案に盛り込んだ体制の整備、自己評価や公表は各事業者の民間放送ガバナンス指針に沿った取り組みによって充足されると考えます。

【株式会社テレビ信州】

- 平時におけるガバナンス体制整備は、本来各事業者がその経営環境や地域性、放送形態に応じて自発的に取り組むべきものと考えます。  
これを免許審査の要件として一律に義務付けることは、結果として事業者の自律性を委縮させることに繋がりがねないことを懸念します。  
これまで重大なガバナンス上の問題や放送法違反を起こしていない事業者に対してまで、一律にこれらの事項を再免許の拒否事由に繋がりが得る「審査基準」へと格上げすることには、反対します。  
現行の制度下で健全な運営を継続している事業者に対しては、民放連が定めた「民間放送ガバナンス指針」に基づく自主的な取り組みを尊重すべきであり、行政による一律の形式的な確認は、事務負担の増大のみならず、事業者の自浄作用を損なう恐れがあります。

【株式会社テレビ宮崎】

- 総務省における平時の取組とは、放送事業者・民放連の自主自律の取組を見守ることです。基幹放送普及計画等に、これまで無かったガバナンス関連規定を盛り込むことに反対します。重大事案を起こしていない事業者について、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表を、再免許の要件や基準とすることに反対します。

【西日本放送株式会社】

- 重大事案を起こしていない放送事業者については、こうした点検や公表を免許の要件や基準に盛り込むことのないよう要望いたします。

【山形放送株式会社】

- 当社は、民間放送ガバナンス指針が定める基本原則に基づき、リスク管理及び危機対応の両面において、民放連や系列局をはじめとする業界内の連携も活用しながら、ガバナンスの強化と透明性の確保に引き続き真摯に取り組んでまいります。
  - 免許審査の際に確認される
  - ▽経営規模等に応じた体制整備の取組
  - ▽自己評価の実施
  - ▽自己評価結果の公表の3項目については、民間放送ガバナンス指針に基づく放送事業者の自主的な点検および毎年度の公表により、その実効性は十分担保されているものと認識しております。  
したがって、「平時の取組」については、各放送事業者の自主自律を基本としたガバナンス確保の枠組みとすることを改めて要望いたします。

【北日本放送株式会社】

- 民放連が示した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、放送事業者はガバナンス適用状況の点検と公表に自主的に取り組みます。総務省にとっての「平時の取組」は、各放送事業者と民放連の自主自律に基づくこの取り組みを見守ることと考えます。従って、再免許時に基幹放送普及計画等にガバナンス関連の規定や条件を盛り込むことは、行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することに至る懸念があり、改正案には反対致します。

【福井放送株式会社】

- 総務省の「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」が2026年1月21日に公表した取りまとめにおいても、放送事業者等からの懸念を受け、「行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討する」との文言が明記されており、自主自律の観点から、免許審査の基準を増やすことではなく、事業者の自主的な取り組みを促す枠組みであると認識しております。  
改正案にある「経営規模等に応じた体制整備」「自己評価の実施」「自己評価結果の公表」については、各放送事業者が自主自律的に公表を行うことにより、ガバナンス不備の未然防止は充足されるという認識から、行政による免許審査での確認項目とするのではなく、放送事業者による自主自律に基づいたガバナンス確保を目指すべきであると考えます。

【株式会社CBCラジオ】

- 「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討する」との検討会取りまとめ案の指摘は、自主自律の観点から極めて

当然のものであり、この制度運用において堅持されることを望みます。

今回の改正案による「経営規模等に応じた体制整備」「自己評価の実施」「自己評価結果の公表」については、免許審査の際に改めて行政が確認する事項とするのではなく、各放送事業者が自発的に公表を行うことで、ガバナンス不備の未然防止という本制度の目的は十分に果たされます。免許審査項目を設けるのではなく、自主・自律的なガバナンスの確保を目指すべきものと考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」の取りまとめでは、「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないよう慎重に検討することに留意すべき」とされています。

免許審査の際の確認事項として挙げられた▽経営規模等に応じた業務の適性を確保するための体制整備の取組、▽取組状況に関する自己評価、▽自己評価の結果の公表については、民放連が制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、各放送事業者が適用状況を自主的に点検し、公表することで充足されていると考えます。

放送事業者として、民放連の指針に定められた基本原則に則り、自主・自律的なガバナンスの確保に努めていく考えです。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 免許審査の際に確認する、「経営規模等に応じた体制整備の取組」、「自己評価の実施」、「自己評価結果の公表」の3点は、民放連が制定した「民間放送ガバナンス指針」の内容と整合性があります。同指針に沿って、各社が点検し、公表することで充足されており、行政のかかわりは最小限にとどめるべきと考えます。

当社も、これまでに培ってきたガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、同指針を遵守し、業界全体の取り組みにも緊密に関与してまいります。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 特に「免許時に条件を付す」として放送法関係審査基準に追加される「必要な体制の整備の取組を・十分に行っている」等の条件について、行政による幅広い裁量によって放送番組の内容への介入につながりかねないことを、懸念しています。免許審査で新たに基準・条件を設ける対象は、今回総務省が「放送事業者におけるガバナンス確保」を検討する端緒となったようなガバナンスの不全にかかわり経理的基礎が脅かされる事案に限定されるということを、明確に示すよう要望します。

放送関係審査基準の一部改正案にある

▽業務の適性を確保するために必要な体制の整備の取組を、経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っている

▽取組の状況に関する自己評価を行っているものである、

という規定は、民放連が制定・公表した「民間放送ガバナンス指針」等の民間放送事業者による自主的な取組を尊重し、行政がガバナンスの個別的体制や内容には介入しないという趣旨と受け止めています。

民間放送事業者は、報道機関としての公共的な役割・社会的な責任を自覚し、ガバナンスにかかわる実態を自ら把握し経営に与えるリスクも評価したうえで自主的に取組を進めていくべきものと考えております。行政におかれては、放送事業者及び事業者団体による取組が一過性のものでなく継続的で実効性のあるものとなるよう、側面的にフォローアップするべきと考えています。

弊社TBSテレビとしては、民放連が策定したガバナンス指針等を踏まえて、グループ全体として人権尊重に関連する取組と情報開示を自主的に進めて参ります。また、系列ネットワークとしても問題意識と情報を共有するため、JNN系列全社によるガバナンスに関する会議を設置し、TBSが事務局となって運営を開始したところです。

【株式会社TBSテレビ】

- 特に「免許時に条件を付す」として放送法関係審査基準に追加される「必要な体制の整備の取組を・十分に行っている」等の条件について、行政による幅広い裁量によって放送番組の内容への介入につながりかねないことを、懸念しています。免許審査で新たに基準・条件を設ける対象は、今回総務省が「放送事業者におけるガバナンス確保」を検討する端緒となったようなガバナンスの不全にかかわり経理的基礎が脅かされる事案に限定されるということ、明確に示すよう要望します。

放送関係審査基準の一部改正案にある

▽業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組を、経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っている

▽取組の状況に関する自己評価を行っているものである、

という規定は、民放連が制定・公表した「民間放送ガバナンス指針」等の民間放送事業者による自主的な取組を尊重し、行政がガバナンスの個別的体制や内容には介入しないという趣旨と受け止めています。

民間放送事業者は、報道機関としての公共的な役割・社会的な責任を自覚し、ガバナンスにかかわる実態を自ら把握し経営に与えるリスクも評価したうえで自主的に取組を進めていくべきものと考えております。行政におかれては、放送事業者及び事業者団体による取組が一過性のものでなく継続的で実効性のあるものとなるよう、側面的にフォローアップするべきと考えています。

弊社TBSラジオとしては、民放連が策定したガバナンス指針等を踏まえて、グループ全体として人権尊重に関連する取組と情報開示を自主的に進めて参ります。

【株式会社TBSラジオ】

- 特に「免許時に条件を付す」として放送法関係審査基準に追加される「必要な体制の整備の取組を・十分に行っている」等の条件について、行政による幅広い裁

量によって放送番組の内容への介入につながりかねないことを、懸念しています。免許審査で新たに基準・条件を設ける対象は、今回総務省が「放送事業者におけるガバナンス確保」を検討する端緒となったようなガバナンスの不全にかかわり経理的基礎が脅かされる事案に限定されるということを、明確に示すよう要望します。

放送関係審査基準の一部改正案にある

▽業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組を、経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っている

▽取組の状況に関する自己評価を行っているものである、

という規定は、民放連が制定・公表した「民間放送ガバナンス指針」等の民間放送事業者による自主的な取組を尊重し、行政がガバナンスの個別的体制や内容には介入しないという趣旨と受け止めています。

民間放送事業者は、報道機関としての公共的な役割・社会的な責任を自覚し、ガバナンスにかかわる実態を自ら把握し経営に与えるリスクも評価したうえで自主的に取組を進めていくべきものと考えております。行政におかれては、放送事業者及び事業者団体による取組が一過性のものではなく継続的で実効性のあるものとなるよう、側面的にフォローアップするべきと考えています。

【株式会社BS-TBS】

- 総務省は「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」において、「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないよう慎重に検討する」考えを示しました。

免許審査において確認対象となる、「経営規模等に応じた体制整備の取り組み」「自己評価の実施」「自己評価結果の公表」という3つの観点については、民放連の『民間放送ガバナンス指針』に基づき、各放送事業者が自主的に適用状況を点検し、年度ごとに公表することで要件を満たしています。行政の具体的なガバナンス体制への介入を必要としない仕組みが構築されていると考えます。

テレビ東京ホールディングスは、民放連のガバナンス指針を踏まえつつ、自主的な取り組みを積極的に進め、今後もこの基本原則を念頭に、自立したガバナンスの確立に邁進し、社会に対する信頼を築き上げていく所存です。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 本改正案が放送事業者と業界団体の自主自律的な取組を踏まえたものであるならば、行政による番組内容への介入やその他恣意的な運用に発展する可能性は極力排除すべきです。このため改正後の基幹放送普及計画第1の3(2)及び第2の1(8)並びに改正後の放送法関係審査基準別紙1の13(1)における「その経営の規模その他の事情」の具体的内容について、あらかじめ明確にする必要があると考えます。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

15	<p>○ 改正案に盛り込まれた「業務の適正を確保するための体制整備」および「自己評価・公表」の枠組みに賛同します。その上で、具体的な評価指標として以下の拡充を求めます。</p> <p>報道の質を担保するチェック体制の厳格化      偏向報道の防止に加え事件、事故等の被害者等への配慮を欠いた不適切な演出（過剰な素材化など）を防ぐための厳格な社内検閲機能を含めるべきです。</p> <p>放送倫理に基づくガバナンスの定義      放送事業者のガバナンスとは、単なる経理的健全性のみならず放送倫理の遵守と報道の質を組織的に担保することまで含めるべきです。</p> <p>評価指標の策定      自発的な体制整備を評価する際、番組編集の適正さが組織として守られているかを測定できる具体的な指標を設けることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名1】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 自己評価に関する御意見については、ガバナンス検討会取りまとめにおいて、「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、(略)一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべきである」とされており、また、「自己評価が「お手盛り」にならないよう客観性を担保することが必要である。このため、各放送事業者の自己評価や業界団体の確認においては、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みを設けるべきである」とされていることを踏まえ、まずは、各放送事業者及び業界団体が適切な対応を行うことを期待しております。</p>	無
4 その他			
16	<p>○ 総務省と放送事業者は、節度を保ちつつ日頃から意見交換を大に行い、放送業界のあるべき姿を模索すべきと考えます。      今後、開かれる予定の「円卓会議」が、放送事業者にとって過度の負担にならないこと、経営の自主自律を侵すようなことがないことを強く要望します。      【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 総務省と放送事業者は、節度を保ちつつ日頃から建設的に意見交換を行い、放送業界のあるべき姿を模索すべきと考えます。特にローカルエリアの事業者は、固有の課題や経営基盤に係る相談や解決策を探っている場合もあり、ガバナンス確保と共に、放送事業の経営持続についても実情を理解されるよう望みます。      今後、開かれる予定の「円卓会議」が、放送事業者にとって過度に負担とならないこと、経営の自主自律を侵すようなことがないことを強く要望します。      【株式会社テレビ岩手】</p> <p>○ 総務省と放送事業者は、節度を保ちながら積極的に意見交換を行い、放送業界の</p>	<p>○ 本意見募集の対象外ですが、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、官民が連携してフォローアップする仕組みとして、円卓会議を開催し情報共有・意見交換を行う予定です。その際には、放送事業者の自主自律を尊重し、過度の負担が生じないように、十分に配慮してまいります。</p>	無

	<p>あるべき姿を共に考えていくべきだと考えます。今後予定される「円卓会議」については、放送事業者に過度な負担とならず、経営の自主自律を損なうことがないよう強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p> <p>○ 総務省と放送事業者は、日頃から意見交換を行い、放送業界のあるべき姿を模索すべきと考えます。今後、開かれる「円卓会議」が、放送事業者への過剰な負担にならないこと、経営の自主自律を妨げることがないよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【西日本放送株式会社】</p>		
17	<p>○ 省令改正に賛成はしますが、各放送局は今でも相変わらず偏向報道が目立つので、総務省は各放送局に、自主的に停波するように促してほしいです。</p> <p>また、先日のガバナンス強化に関するパブリックコメント、特に個人の意見全てを総務省と各放送局は読み通したのか確認してください。</p> <p style="text-align: center;">【匿名2】</p>	<p>○ 省令改正に賛成という御意見以外は本意見募集の対象外です。</p>	無
18	<p>○ テレビ局の経営に 政府が介入するという内容の改定だが、反対する。</p> <p>戦時中 日本は、放送局の国営化を通して 言論弾圧を行った過去がある。その反省を踏まえれば、資金繰りやスポンサー選定などに 政府が口を出す事は、避けなければならないだろう。</p> <p>特に現自民党政府には、過去に メディアを「停波させる」と脅した高市氏が首相となり、メディアへの弾圧を強めている。</p> <p>「公共の」ものであるメディアは、政府の物ではない。あくまで国民主導のものとして、その独立を確保すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【匿名3】</p> <p>○ メディアへの「経営」への口出しを 直接的に政府が行う機先となり得る法改定に、反対する。</p> <p>日本の「報道の自由度」(世界報道自由指数)は、長年の自民党の独裁により 極度に低下している。</p> <p>この上 メディアの企業経営という、根本に関わる問題を 国に提出させるというのは、権力の介入に 他ならない。</p> <p>あってはならない事ではないか。</p> <p style="text-align: center;">【匿名4】</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであり、まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきものと考えております。</p> <p>他方で、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、総務省としても、民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。</p>	無